

2020 年度
「日系社会次世代育成研修（高校生招へいプログラム）」
募集要項

2019 年 11 月



独立行政法人国際協力機構（JICA）

2020 年度「日系次世代育成研修（高校生招へいプログラム）」
募集要項

1. 研修の目的

中南米の日系社会では世代交代が進み、2 世、3 世以降が今後の日系社会を担う存在となっています。本研修は今後の日系社会を担う世代に対する本邦での研修を通して日本との関係強化や移住先社会の発展に貢献できるような人物を育成することを目的としています。

本研修では、これまで来日機会に恵まれなかった優秀な日系高校生が、本邦での様々な交流を通じ自らの考えを発信する機会を持つこと、また、本研修で得た知識や成果を基に日系社会をリードする発信力のある人材へと育成されるとともに、日本人の海外移住の歴史に関する学習、その他各種研修を通じて、自分たちのルーツと日本に対する理解を深め、さらに自らの日系人としてのアイデンティティを強化することをねらいとしています。

2. 対象国および受入計画数

対象国：9 カ国

受入計画数：31 名（+引率者 1 名）

対象国	人数	対象国	人数
ブラジル	14 名	メキシコ	2 名
ボリビア	3 名	ドミニカ共和国	1 名
パラグアイ	3 名	コロンビア	1 名
ペルー	3 名	ベネズエラ	1 名
アルゼンチン	3 名	合計	31 名

3. 研修期間（予定）：24 日間

来日日：2021 年 1 月 12 日（火）

帰国日：2021 年 2 月 4 日（木）

4. 研修概要 ※プログラムの内容は変更となる可能性があります。

プログラム	内容	研修場所
移住学習	海外移住資料館等の見学 移住に関する講義、ワークショップ 各研修員のルーツを探る	JICA 横浜 史跡、博物館等
体験入学	授業出席 部活動 国際交流会	神奈川県内の高校（予定）
ホームステイ	日本での実生活体験	各ご家庭（県は未定）
研修旅行	日本の文化・社会・科学技術等の理解	未定
その他	プレゼンテーション指導 作文指導 研修報告会	JICA 横浜

5. 宿泊（研修旅行・ホームステイ期間を除く）

JICA 横浜を予定しています。

6. 引率者

渡航中や本邦滞在中の研修員の生活指導・健康管理、その他不測の事態への対処のため引率者が同行します。今年度の引率者の割当国は以下のとおりです。

ブラジルより 1 名

引率者の推薦については、JICA 在外事務所の指示に従ってください。

引率者の主な役割は、以下のとおりです。

- (1) 本邦への往路・本邦からの復路における研修員の引率
- (2) 研修員の健康、生活管理に係る指導及び対応
- (3) 研修プログラムへの同行及び実施補助
- (4) 引率者最終報告会の実施
- (5) その他、研修において必要な業務

※来日後、引率者へのブリーフィングを実施します。

※引率者については以下 2 点の条件を満たしている方を希望します。

(1) 教師歴について：

日本語学校での勤務歴が 2 年以上で、研修員と同年代を対象としたクラスを担当している（または担当したことがある）先生を推薦願います。

→ 職務経験が 2 年に満たない先生や、2 年以上であっても幼児クラスや小学校低学

年クラスしか担当したことがない先生の場合、研修中の研修員指導がうまくいかない場合があります。

(2) 日本語能力について：

1世の先生でない場合には、少なくとも日本語能力試験 N2 程度以上の日本語力のある先生を推薦願います。

→ スペイン語圏の国々から参加者が来日しますので、先生の日本語能力が N2 程度に満たない場合、当該国々からの研修員とのコミュニケーション及び研修員への指導に大きな支障をきたします。

7. 応募資格要件

応募者は、次の要件をすべて満たしていなければなりません。

- (1) 海外移住者及び概ね日系 3 世までの海外移住者の子孫（※）であること。
※日本人移住者の血統を引く者を指します。
※事業対象国に定住していること（主たる生活基盤があること）。
- (2) **研修参加時点で**、原則、日本の高校生相当（16 歳以上、18 歳以下）であること。
- (3) 原則、中学生招へいプログラム参加経験者は対象とせず、来日経験のない候補者を優先する。
- (4) 親権者または保証人の同意が得られること。
※共同親権が法制化されている国においては、全親権者の同意が得られること。
- (5) 日常生活に支障のない日本語能力又は英語能力を有すること。また日本での講義を日本語または英語で受講し、かつ議論に参加できるレベルの能力を有すること。
- (6) 原則 6 ヶ月以上日本に滞在したことがないこと。また、幼少期を除いて複数回来日経験のあるものは 6 ヶ月未満の滞在であっても原則対象としない。
- (7) 日本についての理解を深める強い意欲があること。
- (8) 心身とも健康で、本邦での集団生活に耐えられること。
- (9) 原則、来日から帰国まで JICA 指定の全日程に参加できること。

8. 応募書類

【研修員】

- (1) JICA が指定する以下の様式を使用して応募してください。

ア. 身上書

(様式第 2 号)

和文、英文のどちらか一つを提出してください。

氏名：この書類に書かれた氏名の表記（漢字・ひらがな・カタカナの区別も含みます）にしたがって、査証申請に必要な合格通知書を在外事務所にて発行します。読みやすい字で記入してください。

氏名アルファベット：

この氏名により、航空券の予約の確認等を行います。読みやすい字で、渡航の際に使用する旅券に書かれているとおりに記入してください。スペル、名字と

名前の順番、ミドルネームの有無に注意して記入してください。

国籍：来日に使用する旅券の国籍を記入してください。二重国籍の場合でも、今回の来日に使用する方の旅券の国籍だけ記入してください。さらに、日本以外の旅券を使用する場合は、日本国籍の有無についても記載してください。

イ. 写真 2 枚

最近 6 ヶ月以内に撮影したもの。

(縦 4cm×横 3cm、上半身、正面、脱帽、裏面に氏名・国名を記入)

※1 枚は身上書に貼付してください。

ウ. 健康診断書 (第二次選考結果後に提出) (様式第 3-A 号又は第 3-B 号)

和文、英文のどちらか一つを提出してください。

※全ての項目を受診し、診断結果が記入されていることを確認してください。未受診項目や記入漏れがある場合は受け付けられません。(既往症、レントゲン写真番号、服用中の薬など、特に留意してください。)

※アレルギー等持病や日常的に摂取している薬等がある場合は必ず申告してください。

※記入事項に虚偽のものと判明した場合には、研修に参加できなくなる可能性があります。

エ. 親権者の誓約・同意書 (様式第 4 号)

和文を提出してください。(英文は参考資料です。)

※共同親権が法制化されている国では、全親権者のものが必要となります。

オ. 作文「本研修の参加目的と計画」 (様式第 5 号)

和文、英文のどちらか一つを提出してください。

※「本研修になぜ参加しようと思ったのか。どのような目標を持っているか。」について、日本語又は英語で作文を書いてください。

(2) 各団体から以下の書類を取り付け、応募と同時に提出してください。

所属日系団体からの推薦状

※所属団体がない場合は提出不要ですが、応募を機会に近辺の日系団体とコンタクトを取っておくことが望ましいです。

(3) 所有していれば、以下の書類も応募と同時に提出してください。

ア. 日本語能力試験認定書等日本語能力に関する証明書類写し

※公的試験等を受けたことがない場合は提出不要。

イ. TOEIC、TOEFL 等英語能力に関する証明書類写し
※公的試験等を受けたことがない場合は提出不要。

ウ. 来日に使う旅券の写し（査証や出入国記録が記されている全てのページ）

（注 1）上記（1）のア、オの書類は必ず本人が作成してください。

（注 2）上記（1）から（3）までの書類がすべて完全かつ正確に記載されていない場合、またすべての書類が募集締切日（各国によって異なる）までに完全に揃っていない場合は受理されません。

（注 3）提供された個人情報、①合否の判定、②研修受入の手続き、③事業実績の取りまとめ等の統計資料の作成のみに利用します。

【引率者】

引率者についても所定の様式があります。

(1) JICA 指定様式

ア. 身上書（引率者用） （様式第 7 号-1、第 7 号-2）
※上記（1）のア.の説明文を参照してください。

イ. 誓約書（引率者用） （様式第 8 号）

ウ. 健康診断書 （第二次選考結果後に提出） （様式第 3-A 号又は第 3-B 号）
※健康診断書の様式については、研修員の応募書類と共通です。（上記（1）のウ.を確認してください。）

(2) 来日に使う旅券の写し

応募時点で旅券を所有している場合、査証や出入国記録が残されている全てのページを提出してください。

9. 募集期間

2020 年 1 月 6 日（月）～2020 年 5 月 8 日（金）まで
(2020 年 5 月 8 日（金）午後 5 時ブラジル事務所必着)

第一次選考：書類審査

2020 年 5 月 20 日（水）に選考結果を応募者に連絡します。

第二次選考：面接及び語学力（英語、日本語）

2020 年 6 月 1 日～6 月 10 日までに 6 箇所（サンパウロ、ブラジリア、ベレーン、マナウス、サルバドール、リオデジャネイロ）で実施（各 1 日）します。（第一次選考合格

者に日時を連絡します。)

(ア)ただし、可否に関わらず、選考にかかる経費（健康診断や交通費など）について JICA は負担しません。

応募の時点で旅券を持っていない応募者は、ただちに旅券取得の手続きを開始してください。外務省へ査証の手続きを依頼する際に、必ず、旅券に記載される正しい氏名の情報が必要になります。また、合格通知を受けてから旅券の手続きを始めると、来日に必要な査証取得が間に合わない可能性があります。査証取得が間に合わない場合には、研修への参加ができなくなることがあります。

※ただし、可否に関わらず、旅券取得経費について JICA は負担しません。

10. 所要経費の支給

JICA は規程に基づいて次の経費を負担します。

- (1) 指定する経路の往復航空運賃（航空券の現物支給とし現金の支給は行いません。航空券取得に必要な税金等、国際航空施設使用料も JICA が負担します。）
- (2) 本邦国際空港と宿泊施設の移動に係る経費
- (3) 本邦滞在中及び乗継のための第三国滞在中の生活費（食費）
- (4) 宿泊施設の利用料金
- (5) 海外旅行保険（往路・研修期間・帰路に係る期間）
※原則として、居住国の国際空港を出発した時から帰国した日の国際空港到着時点までが保険対象期間です。
※本邦滞在中は、技術研修/日系社会研修の研修員と同様、メディカルカードを作成します。研修中の傷病については、研修スタッフが同行しメディカルカードが使える病院に行きますので、研修員に診療費の支払が生じることはありません。なお、既往歴や歯の治療は対象外です。
- (6) 所外研修、高校体験入学、ホームステイ、研修旅行に係る JICA 横浜と訪問先の間
の往復旅費
- (7) 研修先に対する研修経費
- (8) 引率者の支度料及び雑費（引率者のみ一般の技術研修員に準じて支給されます。）

11. 研修報告

研修員は研修終了時に本研修について報告書を提出します。提出された報告書は帰国前に研修員本人に手交します。（なお報告書は研修受入先と JICA 在外事務所にも配布します。）また、研修員は帰国後に日系団体等での報告会を行い、実施報告書を JICA 在外事務所に提出してもらいます。

12. 研修員の資格取消

研修員が次の事項に該当する場合、JICA はその資格を取り消すことがあります。この

場合、(6) および (8) の事項を除き帰国に必要な経費は研修員の自己負担とします。

- (1) JICA の規則、指示および決定に従わなかったとき
- (2) 研修先の規則に違反した場合
- (3) 日本国の法令に違反した場合
- (4) 本人の故意、重大な過失または怠慢等により、研修を継続することが困難と認められるとき
- (5) 本人の都合により研修を中断したとき
- (6) 心身の著しい障害、傷病等のために研修を継続することが困難と認められるとき
- (7) 応募書類の記載事項に虚偽が発見されたとき
- (8) その他 JICA がやむをえないと認める事由があるとき

13. その他の留意事項

- (1) 家族の同伴は認められません。原則として、往路・復路とも研修員が集合し、集団で渡航します。
- (2) フライトスケジュールについては JICA 在外事務所が決定の上、合格者に対して連絡します。
- (3) 滞在延長や帰路変更は認められません。研修終了後は JICA が定めるスケジュールで帰国してください。
- (4) 応募者は、事業対象国の国籍を有すること（あるいは日本の国籍を有すること）が望ましいです。
- (5) 合格者は肖像権の承諾書を提出してください。本研修期間中、JICA が契約するカメラマン又は委託先が、広報（各種報告書含む）用として写真及び動画の撮影を行いますので、写真及び動画の使用目的等について確認のうえ、署名してください。

以上

別紙 1：「日系社会次世代育成研修（高校生招へいプログラム）」応募書類様式

- 身上書（様式第 2 号）
- 健康診断書（様式第 3-A 号：和文、様式第 3-B 号：英文）
（第二次選考結果後に提出）
- 誓約・同意書（様式第 4 号）
- 「本研修の参加目的と計画」（様式第 5 号）

別紙 2：「日系社会次世代育成研修（高校生招へいプログラム）」引率者応募書類様式

- 身上書（引率者用）（様式第 7 号-1、第 7 号-2）
- 誓約書（引率者用）（様式第 8 号）

※様式第 1 号及び 6 号は JICA 在外事務所が作成する書類なので、本募集要項には添付していません。

身上書は応募者本人が掲載してください。正確な記載となるよう、保護者もしくは教師が指導願います。

書類送付先及び連絡先：

JICA São Paulo (A/C Setor de Bolsas de Estudo)

Endereço: Alameda Santos,700 – 15.andar

Ed.Trianon Corporate- São Paulo-SP CEP:01418-002

Tel:[11-3251-2655](tel:11-3251-2655) Fax:[11-3251-1321](tel:11-3251-1321)

Email: jicabrsp-bolsa@jica.go.jp

Home page:www.jica.go.jp/brazil/portuguese/office